様式第４－１号

提出日（西暦）	平成３１年　３月１９日

品質管理システム概要書（平成３１年　３月　１９日現在）

監査事務所名　アスカ監査法人
代表者名　　代表社員　　石渡　裕一朗

１．品質管理に関する責任の方針及び手続

(1) 当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、石渡　裕一朗が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。

（不正リスクへの対応）

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とする。

(2) 当法人は、法人としてより牽制の効いたガバナンス体制を構築し、監査実施態勢について品質管理を重視した姿勢を確立するため品質管理委員会を設置する。

(3) 社員会は、社員の中から品質管理担当責任者を選任し、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、理解して、適切な方針及び手続を定める。

(4) 監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負う。

２．職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

① 監査責任者は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門職員がこれを遵守していることを確かめなければならない。

② 監査責任者は、監査業務の全ての局面において、必要に応じて質問等を行うことにより、監査チームのメンバーが当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない形跡がないかについて留意しなければならない。

(2) 独立性

① 品質管理担当責任者は、当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年６月30日現在並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第１号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めなければならない。

② 監査責任者は、当法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめなければならない。

(3) 主要な担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。

3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

(1) 当法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新の判断に関する方針及び手続を以下のように定める。

① 以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う。

1) 当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること

2) 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること

3) 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

② 当法人が、新規の関与先と契約の締結を行う場合、既存の関与先との既存の契約を更新するかどうかを判断する場合、及び既存の関与先との新規の契約の締結を検討する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手する。

③ 新規又は既存の関与先から新規の契約を締結する際に利益相反の可能性が識別された場合、当法人が当該契約を締結することが適切であるかどうかを判断する。

④ 問題点が識別されたにもかかわらず、当法人が関与先と契約の新規の締結又は更新を行う場合、当法人がその問題点をどのように解決したかを文書化する。

(不正リスクへの対応)

⑤ 当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定める。

1) 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。

2) 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

⑥ 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、⑤に記載されている手続が適切に行われていることを確かめなければならない。

(2) 当法人は、関与先の誠実性を検討する際には、以下の事項を考慮する。

① 主な株主、主要な経営者及び監査役等の氏名又は名称並びに事業上の評判

② 関与先の事業や商慣行の特質

③ 会計基準の解釈などに対する関与先に重要な影響力のある株主、経営者及び監査役等の姿勢並びに統制環境に関する情報

④ 関与先が当法人に対する報酬を過度に低く抑えようとしているか否か

⑤ 監査範囲の制約など業務の範囲に対する不適切な制限の兆候

⑥ 関与先が資金洗浄又は他の重要な違法行為に関与している兆候

⑦ 別の監査事務所を選任する理由及び前任の監査事務所と契約を更新しない理由

⑧ 関連当事者の氏名や名称及び事業上の評判

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 専門要員を採用する場合には、採用予定者から履歴書を入手して、社員会、必要に応じて、その他の専門要員も参加して、採用予定者と面接を行い、監査に関する必要な知識があり、かつ品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用する。

(2) 当法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供する。

(3) 全ての専門要員は、継続的専門研修制度に関する規則第６条で定める必要な単位数を履修しなければならず、毎年、日本公認会計士協会のＣＰＥ履修結果状況を、品質管理担当責任者に提出しなければならない。品質管理担当責任者は、専門要員のＣＰＥ履修状況を検討し、履修単位不足が判明した場合には、該当する者が速やかに不足の単位数を履修するまで、監査業務に従事することを制限する等の措置をとる。

(4) 監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務を実施し、適切な監査報告書の発行を可能とするために、監査チームのメンバー及び業務を依頼する外部の専門家が全体として適切な適性及び能力を有していることを確かめなければならない。

（不正リスクへの対応）

(5) 当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。

(6) 不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがある。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含める。

当法人は、以下の方針及び手続を通じて監査業務の実施における品質の保持を図る。

① 監査責任者は、監査チームのメンバーが自らの作業の目的を理解するために監査業務の概要を把握するための方法を指示する。

② 監査責任者は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を自ら遵守するとともに、その遵守を監査チームのメンバーに指示する。

③ 監査責任者は、監査チームのメンバーに対し適切な指示及び監督を行い、適時に監査調書を査閲し、必要と認める場合、追加手続を指示する。なお、監査チームのより経験のあるメンバーに、経験の浅い監査チームのメンバーの作成した監査調書の査閲を委任することができる。いずれの場合においても、監査責任者は、全ての監査調書が査閲されていることを確認する。

④ 監査責任者は、監査チームの経験の浅いメンバーが、割り当てられた作業の目的を的確に理解できるようにするため、チームワークを適切に図り、訓練を適切に実施する。

⑤ 監査責任者は、実施した作業に関する適切な監査調書が作成され、査閲の時期と範囲に関して適切に記録されていることを確認する。

⑥ 監査責任者は、実施した作業、その過程で行った重要な判断及び発行される監査報告書の様式を検討する。

⑦ 品質管理担当責任者は、監査業務の実施に関する全ての方針及び手続を適宜更新し、社員会の承認を得て、本規程や監査マニュアル等に反映する。

⑧ 監査責任者が監査現場でより主体的に関与する効果を期して、監査責任者が監査現場で実施した業務内容や監査チームへの指示内容を一定の様式の監査調書に残すこととする。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、前項の事項を踏まえて監査業務を監督する責任を負う。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

① 監査チームのメンバーは、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、速やかに監査責任者に報告しなければならない。監査責任者は、報告された事項を、必要な場合には、監査チームの他のメンバーとも討議して検討する。また、当該事項を審査担当者に事前に相談し、必要あるときは、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。

(不正リスクへの対応)

② 当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。

(3) 審査の方針及び手続

① 当法人は、審査を行う機構を設け、監査の品質管理規程に別途定める場合を除き、全ての監査業務について、監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査（以下、本章において「審査」という。）を行う。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものである。

② 当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とする。

③ 審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討（特に監査意見についての十分な検討）及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われる。審査の範囲は、監査業務の複雑性、企業が大会社等であるかどうかや不適切な監査報告書が発行されるリスクを考慮して決定する。なお、審査は、監査責任者の責任を軽減するものではない。

④ 審査担当者は、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する社員であることを要する。特に大会社等の審査は、当法人の社員であり、かつ公認会計士の資格取得後、５年以上の監査実務経験を有する者を審査担当者として選任する。

⑤ 審査に関して次の事項を記録及び保存しなければならない。

1) 審査に係る当法人の定める方針で求められる手続が実施されたこと

2) 最終的な意見審査に先駆けて実施した監査チーム等との討議等による審査内容について一定の様式で調書化したこと

3) 監査報告書の日付以前に審査が完了したこと

4) 審査担当者が、監査チームが行った監査上の重要な判断とその結論が適切でないと判断した事項がなかったこと

（不正リスクへの対応）

⑥　不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならない。

⑦　不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施する。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チームは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、該当する場合、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者又は品質管理担当責任者に報告する。監査責任者又は品質管理担当責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとる。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

①　当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保しなければならない。

②　監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。したがって、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書の全部又は一部を他に示してはならない。また、特に個人情報を保護することに関連する法令等に留意する。

③　監査調書は10年間保存することとし、監査ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまでは、いかなる監査調書であっても、削除又は廃棄してはならない。

6．品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

①　当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定める。

②　上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含める。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を含める。

（不正リスクへの対応）

③ 当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

1) 監査契約の新規の締結及び更新

2) 不正に関する教育・訓練

3) 業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

4) 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

① 品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならない。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならない。

② 品質管理システムの監視の結果、不適切な監査報告書が発行されたおそれがある場合、又は監査業務の実施過程で必要な手続が省略されたおそれがある場合、品質管理担当責任者は、関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守するためにはどのような追加的な対応が適切かを決定する。また品質管理担当責任者は、必要と認める場合、適切な法律専門家に助言を求めることも検討する。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

① 当法人は、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任する。

② 担当責任者は、不服と疑義の申立てがあった場合には、その内容を吟味し、関連する監査チームへの質問、必要と認める場合には、関連する書類等を閲覧して、不服と疑義の申立てを調査する。当該調査は、調査の対象となった監査業務に従事していない者の管理下で行うこととし、必要に応じて法律専門家を関与させる。また、関連する業務に関与していない者を管理者として指名することが実務上困難な場合には、不服と疑義の申立ての調査を実施するために、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所を利用する。

③ 不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、品質管理担当責任者は、適切な是正措置を講じなければならない。

（不正リスクへの対応）

④　当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定める。

1)不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。

2)当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。

3)監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

(1)　当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、以下の方針及び手続を定める。

①　当法人は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続として、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠するものとする。

②　品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関して、当該監査業務の引継が、①に記載した当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめなければならない。

(2)　監査責任者は、当法人の方針と手続に準拠して引継を行わなければならない。

（不正リスクへの対応）

(3)　不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならない。

8．共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する以下の方針及び手続を定める。当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる。

9．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以　　上

※　この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。